

FC Gefühle 入会規約

- 第1条 名称
本クラブの名称は、FC Gefühle（グッフル）と称する。
- 第2条 所在地
本クラブは、和歌山県和歌山市三葛 285-125 に事務局を置く。
- 第3条 目的
本クラブは、生涯にわたってサッカーに親しみ、サッカーを通して一人の人間としての成長を図り、また、多くの人たちとの交流により、社会の中での規律を尊重し、逞しく生きていける人間を養うことを目的とする。
- 第4条 活動内容
1. 大阪サッカー協会第3種登録
2. 通常のサッカーの練習、練習試合、公式試合等への参加
3. 合宿練習、遠征試合、大会等への参加
4. 本クラブの目的に沿った活動への参加
- 第5条 入会資格及び手続き
本クラブに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、当クラブが入会に適すると認めた者とする。また、親権者の許可を条件とし、所定の入会申し込みフォームに必要事項を記載し、提出することとする。
- 第6条 会費の滞納
クラブ員が活動費の納入を怠った場合、本クラブはその部員の活動を停止し、また、改善が見られない場合、クラブ員を退部させることが出来る。ただし、事前に本クラブに承認を得ている場合はその限りではない。
- 第7条 遵守事項
1. 本クラブの規約及び細則を守ること。
2. 本クラブの活動目的、指導方針及び監督、コーチの指導、指示に従うこと。
3. 本クラブの秩序、風紀を乱したり、本クラブが不利益を被るような行為は絶対にしないこと。行為をした場合はいかなる理由があれ退部とする。
- 第8条 事故への対応
1. クラブ員は、入部と同時にスポーツ安全保険に加入しなければならない。手続きはクラブが行う。
2. クラブ員が練習中、または試合中に負傷した場合の処置は、スポーツ保険の範囲内を行い、その他の責任は負わない。
3. 施設、設備等の破損について、状況により個人の責任となる場合がある。
4. 事故、負傷等のトラブルが発生した場合は、直ちに現場責任者（監督、コーチ等）への報告を行うこと。

第9条 事故の責任

本クラブの管理下における活動中の事故、指定活動場所との移動中の事故に際し、本クラブ、指導者、クラブ員に対し、何らの損害賠償を請求出来ない。

第10条 改正及び細則

本クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することが出来る。また、本規約に定めない事項について細則を定めることが出来る。

第11条 附則

1. 本クラブで知り得た個人情報は、クラブの運営以外の目的で使用することは出来ない。
2. 本規約は、令和2年4月1日から施工する。